

財形住宅預金

（2023 年 7 月 3 日現在）

1. 商品名（愛称）	財産形成住宅預金（期日指定定期預金方式）
2. ご利用いただける方	財産形成住宅預金取扱契約企業に勤務されている契約時 55 歳未満の勤労者のお客さま ※ お一人様 1 契約で、1 金融機関に限ります。
3. 期間	積立期間 5 年以上（年 1 回以上のお預け入れが必要です。）
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	給与または賞与からの天引預入に限ります（退職金による預入はできません）。 1 回 1,000 円以上 1 円単位
5. 払戻方法	払戻は以下の場合に限られます。 ・住宅取得のための対価の一部（頭金）または、全部に充当すること。 ・住宅の増改築・リフォーム資金（工事費が 100 万円を超えるもの）充当すること。 ※持家取得の場合には、積立期間が 5 年以内であっても払戻が可能です。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	固定金利 お預け入れ時もしくは自動継続時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 個別の定期預金毎に満期日以後に一括して支払います。 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日する日割計算で、1 年毎の複利計算とします。
7. 税金	財産形成年金預金との合算で 550 万円を限度として非課税扱いとすることができません。 ※ 非課税限度額を超える場合は、元本全額の利子について 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ※ 課税扱いとなった場合、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税（0.315%）が追加課税されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の取扱い	全額解約のみ可能で、一部解約はできません。 住宅関連以外の目的で払戻される場合は、過去 5 年間にわたる利息および解約利息に対して課税されます。ただし、住宅関連としての払戻開始後 5 年超の場合には、解約利息に対してのみ課税されます。 個別の定期預金毎の解約が満期日前となる場合は、別に定める「定期預金の中途解約一覧」のお預け入れ期間に応じた期限前解約利率およびお預け入れ日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

次頁へ続きます

12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・ 財形非課税制度をご利用の場合でも、1 年に 1 回以上の預入がない場合等、財形貯蓄の要件を満たさない事態が発生した場合には、課税扱いとなります。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）